

令和5年度 教育・保育給付認定現況届(兼 施設利用意向確認書)の提出に必要な証明書類等

保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた証明書類等が必要です。又、窓口申請の場合は、加えて令和5年度 教育・保育給付認定現況届(兼 施設利用意向確認書)が必要です。申請の際、証明書類等が揃っていない場合は、受付できません。また、鉛筆や消えるボールペンで書かれた証明書は無効となります。

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
<p>就 労 ・ 就 労 内 定 (月48時間以上の就労が必要です)</p> <p>就労証明書の内容について、就労先事業者等へ確認することがあります。</p>	<p><u>就労証明書(証明日から3ヵ月以内のもの)</u></p> <p>※就労証明書について、就労先に無断で作成、改変を行ったり、虚偽の記載を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</p> <p>※自営業等をされている方で、父自身、母自身が事業主の場合は、ご自身で就労証明書を記入してください。</p> <p><u>自営業(個人事業主)、内職の方は下記㉗～㉙のいずれか1点を必ず添付(法人化している場合は不要)㉗ 開業届(写し)、㉘ 直近の確定申告書第一表及び第二表の写し、㉙ ㉗㉘を提出できない場合、店舗の広告、または、屋号や個人名が記載された売上や収支がわかる書類(契約書、請求書、領収書等の写しで直近3ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方は㉚または㉛のいずれか1点を必ず添付</u> ㉚直近の確定申告書第一表及び第二表(自営業主の確定申告書第一表及び第二表の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの)、㉛ ㉚を提出できない場合は、タイムスケジュール(こども保育課様式)</p> <p>※㉙でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※起業の準備等で、事業の実態が確認できる書類が提出できない場合は、求職活動での申込みとなります。</p>
<p>保護者の疾病・障害など</p>	<p><u>診断書(証明日から3ヵ月以内のもの)</u> (姫路市こども保育課様式以外の診断書は受付できません)</p> <p>ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容の記載面)でも可</p>
<p>病人の看護など (原則同居で常時看護・介護している場合に限る) (月48時間以上の看護・介護が必要です)</p>	<p><u>看護等確認書・診断書(証明日から3ヵ月以内のもの)</u> (姫路市こども保育課様式以外の診断書は受付できません)</p> <p>ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容(要介護度)の記載面)を提出できる場合、診断書(医療機関記入欄)は省略可</p>
<p>家庭の災害</p>	<p>地区の消防署長の確認書</p>
<p>求 職 活 動</p>	<p><u>誓約書兼就労予定申立書(兼 退所届)</u></p> <p>※ハローワーク(公共職業安定所)の「ハローワークカード」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けているときはその写しも提出してください。</p> <p>※認定期間は施設利用開始月から3ヵ月です。認定期間終了月から、引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には更に3ヵ月の継続利用可(期間終了月の20日までに「就労予定申立書」を再度提出する必要があります。)</p> <p>※継続利用の期間終了後に求職活動を理由として利用を希望される場合は、改めて新規の申込みが必要です。利用調整(選考)により入所の可否決定を行います。(令和6年4月一次の申込み締切は令和5年11月15日です。)</p> <p>※就労していたが退職し、現在、求職活動をされている方は、必ず退職年月日をご記入ください。</p>
<p>技能習得中・学生 ※①・②ともに必要です</p>	<p>① <u>職業訓練学校・大学などの在学証明書</u></p> <p>② <u>在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)</u></p>
<p>妊娠・出産</p>	<p><u>母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産(予定)日」記載面の写し</u></p> <p>※認定期間は出産予定月の前後2ヵ月以内に限る。</p> <p>(例)出産予定日が2月1日の場合、12月～4月の5ヵ月間のうち希望する期間</p> <p>※出産月が予定月と異なった場合、最長で出産月の翌々月までとなります。</p>

上記該当する書類に加え、下記に該当する方は提出が必要です。

ひとり親家庭または 両親不在の家庭の方	<p>住民票(世帯全員のもの(謄本)で、本籍地・続柄が記載されているもの)</p> <p>外国籍の方は、離婚届記載事項証明書も必要です。</p> <p>※証明日から3ヶ月以内のもの</p> <p>※必要に応じて、戸籍全部事項証明書の提出を求める場合があります。</p> <p>※同居のパートナーがいる場合、ひとり親の扱いにはなりません。なお、同居のパートナーの保育を必要とする書類の提出は不要ですが、利用者負担額等の算定合算対象となります。</p>
離婚調停中の方	<p>次の①～③いずれか1点が必要です。</p> <p>①調停調書の写し、②夫婦関係調整調停(離婚)の事件番号が記載されている書類(調定期日通知等)の写しまたは③離婚調停中等の証明書(姫路市こども保育課様式、担当弁護士の証明が必要)</p>